

「兵庫県電子自治体推進協議会電子申請部会次期電子申請共同運営システム」企画提案コンペにかかる質疑応答

No.	参照先	質問内容	回答
1	契約書案第4条	契約書案の第4条について、同種業務の履行実績を提示する等の方法により、履行保証保険契約の締結自体を不要とさせていただくことは可能でしょうか。	契約書の内容については、業者選定後に詳細を決定します。履行保証保険契約の締結自体を不要とすることについては、条件に該当する場合は可能と考えます。
2	契約書案第7条	契約書案の第7条について、甲の指示とはどのようなものを想定されていますでしょうか。他自治体にも共通の条件・内容で提供しているSaaSサービスの性質上、サービスの技術的な要件及び非機能的要件については貴庁の指示に必ずしも対応できかねるため、確認させていただきたいという趣旨となります。	契約書の内容については、業者選定後に詳細を決定します。ここではSLA等のサービスの利用状況や障害対応に関する報告が主ですが、その他必要に応じて指示や報告を求めるという趣旨で記載しています。ご質問のとおり対応できない内容が含まれる場合は、適宜調整していくこととしています。
3	契約書案第16条	契約書案の第16条について、SaaSのサービス利用に伴う契約は準委任契約となり、法により善管注意義務を事業者側で負うことになるものの、契約不適合責任については適用外と認識しております。そのため、本条の取り扱いについては契約手続き時に協議の上、両者合意のもと必要に応じて内容を変更させていただきませんか。	ご質問のとおり、契約書の内容については、業者選定後に詳細を決定します。SaaSのサービス利用は、準委任（善管注意義務）とします。ただし、入力様式の移行、契約終了時の義務等は請負であるため、契約不適合責任がすべて善管注意義務に置き換わるものではないことにご留意ください。
4	仕様書 2. (2) 提供サービス水準 (SLA)	提案予定のSaaSサービスでは、既にサービスを提供している他自治体に対しても共通の条件でサービスレベルを設定しており、自治体ごとに合わせてサービスレベルを変更することは原則として不可となります。そのため、提案者から提示させていただきサービスレベルの内容を踏まえた上で、要件対応一覧表の「2. (2) 提供サービス水準 (SLA)」において示されている内容については契約手続き時に協議の上、両者合意のもと必要に応じて内容を変更させていただきませんか。	提供サービスの水準は業者選定後に参加団体と協議の上決定するため、必要に応じて内容を変更することは可能ですが、少なくとも、兵庫県では2. (2)に記載の水準は必須要件とします。
5	仕様書 4. (7) 障害発生に備えたりハーサルの実施	要件対応一覧表（様式第2号）の「4. (7) 障害発生に備えたりハーサルの実施」について、実施方法及び開催の頻度・可否については、契約手続き時に協議とさせていただきませんか。	お見込みのとおり、業者選定後に詳細を協議して決定します。
6	仕様書 6. (1) 対象とするデータ、保存のタイミング、世代管理	要件対応一覧表（様式第2号）の「6. (1) 対象とするデータ、保存のタイミング、世代管理」について、提案システムにおける項番331及び項番332への対応状況が要件対応一覧表における記載内容と異なる場合は、その理由やデータセキュリティ面で問題ないことを示すことにより、必須要件の内容を満たすものと解釈して差し支えないでしょうか。	仕様書と要件対応一覧表（様式第2号）との内容は一致するものですが、もし質問のとおり記載内容と異なる場合は、その理由やセキュリティ面で問題ないことを示していただきます。
7	仕様書 8. その他オプション機能	要件対応一覧表（様式第2号）の「8. その他オプション機能」について、機能提供に際してオプション料金が別途必要な場合はオプション料金の価格は本件の提案価格に必ずしも含まなくて差し支えないでしょうか。	提案価格は、経費見積書（様式第3号）のとおり、オプションに対する費用は除きます。
8	仕様書 12. (1) 運用基盤要件	要件対応一覧表（様式第2号）の「12. (1) 運用基盤要件」に関連して、提案予定のサービスではAWS社のデータセンターを活用したサービスによる提案を予定しております。データセンターの各種要件はAWS社にて管理しており提案事業者による要件の管理・調整は不可となりますが、AWS社はISMAP認証を取得しており政府が求めるセキュリティ要求を満たしていることを踏まえて、仕様書における記載の内容は満たすものと解釈して差し支えないでしょうか。	ISMAP認証の取得の要件が、仕様書「12. (1) 運用基盤要件」を充足することであれば、記載の内容を満たすものと解釈できます。
9	仕様書 12. (2) 業者として求める要件	要件対応一覧表（様式第2号）の「12. (2) 業者として求める要件」について、複数の地方公共団体で同種のSaaS型電子申請サービス提供実績を有していることなど、提案システムの品質が担保できる補足資料などを提示することにより、「品質マネジメントシステム (ISO9001) の認証を受けていること。」と同等の要件を満たすものとご解釈いただくことは可能でしょうか。	「複数の地方公共団体で同種のSaaS型電子申請サービス提供実績を有していること」と「品質マネジメントシステム (ISO9001) の認証を受けていること」はそれぞれ別個の必須要件であるため、それぞれについて満たす必要があります。
10	募集要項 (別添) 提出資料について	企画提案コンペ提案書の提出に際して、企画提案コンペ提案書（様式第2号）以外は様式が自由とありますが、サイズをA4版に統一すれば資料の向きについては縦・横のどちらでも可能であると解釈して差し支えないでしょうか。	ご質問のとおり、縦・横の指定はございません。
11	募集要項 12 審査方法	提案上限額を上回った場合、もしくは下限額を下回った場合、失格の扱いとなるでしょうか。	ご質問の場合は、失格ではなく、価格に関する項目が0点となります。
12	募集要項 12 審査方法	プレゼンテーション詳細についてお示しください。また以下の点についてもご教示ください。 (1)「事業者名」等を伏せたかたちでのプレゼンテーションとなるでしょうか。 (2)『「事業者名」等を伏せたかたちでのプレゼンテーションとなる』場合、システムデモンストレーションの実施可否についてご教示ください。※システムをお見せすると業者が特定できてしまう可能性があり、募集要項記載の「公正な審査」に反しないか確認したいと存じます。 (3)提案書等（R6/9/4提出期限）とは別の資料を用いて、プレゼンテーションを実施してもよろしいでしょうか。 (4)事業者参加上限人数についてご教示ください。 (5)現地実施型プレゼンテーションの場合でも、一部出席者をweb参加としてもよろしいでしょうか。また可能な場合はWEB参加者が「事業者参加上限人数」に含まれるかご教示ください。	(1) プレゼンテーションでは事業者名等を伏せる必要はございません。 (2) (1)のとおり伏せる必要はございませんので、当日にシステムデモンストレーションを実施することは可能です。 (3) 可能です。 (4) 会場の収容人数の関係上、プレゼンテーション当日は6名以内でお願いします。 (5) Webで参加することも可とします。その場合、(4)の人数に含まれません。
13	募集要項 (別添) 提出資料について	「Vその他1.貴社の電子申請操作マニュアル」については、既存の資料を用いる場合、事業者名が記載された資料をご提供しても問題ないでしょうか。	問題ございません。
14	仕様書 9 (1) 既に作成している申請等入力様式の移行 9 (2) 移行データ範囲	「(1) 既に作成している申請等入力様式の移行」や「(2) 移行データ範囲」で例示いただいた内容の具体的な移行期限は稼働日 (R7/10/1) の2か月前となる (R7/7/31まで) という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	企画提案コンペ提案書（様式第2号）番号355	要件文中に「望ましい」の文言がありますが、「必須」区分となっております。正しくは「任意」区分となるでしょうか。	ご質問のとおり、「必須」となっているのは誤りで、「任意」区分となります。

「兵庫県電子自治体推進協議会電子申請部会次期電子申請共同運営システム」企画提案コンペにかかる質疑応答

No.	参照先	質問内容	回答
16	契約書案	業者決定後の契約先はどちらとなるでしょうか。 例①参加団体様分をまとめて部会様とのみ契約。 例②参加団体様と個別に契約。	①を予定していますが、契約の詳細な方法は業者選定後に決定します。
17	募集要項 (別添)提出書類について	「Ⅰ 事業者の概要」以外のページには事業者名を記入しないでください」という記載について、「Ⅱ 誓約書」のフォーマットを拝見すると、提案者の情報を記載する欄がございますが、こちらの社名に係る情報は空欄でよろしいでしょうか。	「Ⅱ 誓約書」には、社名に係る情報を記載をお願いします。
18	募集要項 12 審査方法	価格の評価点について、点数化方式(算出式)を教えてください。	価格の算出式については、非公開としています。
19	誓約書(様式第1号)	代理人については担当者の位置づけで問題ないでしょうか。 参加表明の担当者の記載を考えております。	担当者の位置づけで問題ございません。
20	経費見積書(様式第3号) 2. オプションに対する費用	【単位】円/月(消費税抜)となっておりますが、初期費用が必要な場合、初期費用については円表記で問題ないでしょうか。	オプションに対する費用に初期費用が必要な場合の、単位は円(消費税抜)で問題ございません。